

新潟県条例第7号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準					別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準						
区分	使用の種類			単位	使用料 (単位 円)	区分	使用の種類			使用料 (単位 円)	
土地	(略)				県有財産台帳 価格の100分の 5に相当する額 に12分の1を乗 じて得た額に <u>1.1</u> を乗じて得 た額	土地	(略)				県有財産台帳 価格の100分の 5に相当する額 に12分の1を乗 じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得 た額
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 敷地 の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)			電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 敷地 の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)	
	(略)						(略)				
建物	(略)			(略)	県有財産台帳 価格の1,000分 の6に土地使用 料相当額の12 分の1（借地に ついては県が負 担している地代 相当月額）を加 算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額	建物	(略)			県有財産台帳 価格の1,000分 の6に土地使用 料相当額の12 分の1（借地に ついては県が負 担している地代 相当月額）を加 算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額	
	その他のもの						その他のもの				
(略)					(略)						
備考 (略)					備考 (略)						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。